

平成 16 年 8 月
株式会社東京放送

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見

今回の「最終報告書」は、電波の経済的価値を反映した使用料概念の導入、電波利用料の使途拡大など、電波利用事業の将来にとって極めて重要な内容を含んでいる。電波利用料制度を時代の変化に沿ってある程度見直していくことは必要だが、行き過ぎた制度変更が電波利用事業の発展、ひいては国民の電波利用を阻害するがないよう、十分な配慮が必要だと考える。

今後の具体的検討にあたっては、特に以下の点に留意するよう要望する。

1. 経済的価値を反映した使用料概念の導入

電波利用料は今後も「電波監理上の共益費」という性格の維持を基本とすべきであり、経済的価値を反映した使用料概念の導入については、その影響等に十分配慮して、できるだけ限定的なものとすべきである。

特に放送事業者が負担する電波利用料については、放送が置かれている現在の状況を十分に考慮するよう要望する。もともと放送は国民の知る権利に応え、日常生活に欠かせない情報等を提供する極めて公益性の高いサービスだが、これに加え「地上波デジタル化」という e - Japan 戦略上も重要な国策に協力して、経営規模の小さい地方局までが巨額のデジタル化投資を行う大転換期にある。今後の具体的検討過程においては、こうした状況を踏まえた慎重な検討をお願いする。

2. 研究開発やデジタルディバイド解消への支出

電波有効利用のための研究開発やデジタルディバイド解消に向けた施策は本来、一般財源によって賄われるべきものであり、こうした分野への電波利用料の充當には慎重を期す必要がある。研究分野の拡大を背景として電波利用料を安易に引き上げられることがないよう、今後の具体的検討においても議論を尽くしてもらいたい。

3. 関係者からの意見聴取

今回の「最終報告書」を踏まえて、電波利用料制度の見直しに必要な電波法改正案が次期通常国会に提出されるものと思うが、法案の検討過程においても既存の無線局免許人など関係者の意見を十分に聞き、慎重な対応をとるよう要望する。

《意見提出者》

名 称：株式会社東京放送

所在地：東京都港区赤坂 5 丁目 3 番 6 号

代表者：代表取締役社長 井上 弘

以上